

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年9月1日

秋田県監査委員 小松 隆 明
 秋田県監査委員 三浦 茂 人
 秋田県監査委員 高橋 洋 樹
 秋田県監査委員 川村 和 夫

1 監査の概要

本監査においては、秋田県監査基準（令和2年3月24日秋田県監査委員告示第1号）に準拠し、次のとおり執行した。

- (1) 監査の種類
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査
- (2) 監査の対象
公営企業における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- (3) 監査の着眼点
財務及び経営に関する事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。
- (4) 監査の実施方法
関係資料の提出を求め、関係人の説明を聴取し、帳簿その他関係書類を調査する方法で実施した。

2 監査の執行状況

監 査 課 所	監 査 年 月 日	監 査 委 員
秋田県大館発電事務所	令和2年6月19日	高橋 洋 樹、川村 和 夫
秋田県玉川発電事務所	令和2年7月17日	川村 和 夫
秋田県秋田発電・工業用水道事務所	令和2年7月17日	高橋 洋 樹
秋田県産業労働部公営企業課	令和2年7月20日	小松 隆 明、三浦 茂 人 高橋 洋 樹、川村 和 夫

3 令和元年度における事業の執行状況

(1) 電気事業会計

- ア 売電電力量及び電力料金収入
 鎧畑発電所ほか15発電所
 売電電力量 384,530,184キロワットアワー
 電力料金収入 4,520,939,109円

イ 予算の執行状況

収益的収支 (単位：円)

区分	予 算 額	決 算 額	繰 越 額	不 用 額
収 入	4,340,776,000	4,568,232,572		
支 出	3,724,832,000	3,426,314,270	607,000	297,910,730

資本的収支 (単位：円)

区分	予 算 額	決 算 額	繰 越 額	不 用 額
収 入	1,179,000	0		
支 出	1,954,880,949	1,227,883,516	611,177,471	115,819,962

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、中小水力発電開発改良積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんした。

ウ 経営成績

当年度の収益は4,192,587,853円、費用は3,130,555,414円で、差引き1,062,032,439円の純利益となっている。

(2) 工業用水道事業会計

- ア 契約給水量、実績給水量及び給水料金収入
 秋田工業用水道
 契約給水量 57,638,976立方メートル
 実績給水量 50,547,899立方メートル
 給水料金収入 952,326,152円

イ 予算の執行状況

収益的収支 (単位：円)

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	1,238,638,000	1,250,393,667		
支出	1,164,736,000	1,124,678,911	0	40,057,089

資本的収支

(単位：円)

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	0	0		
支出	264,787,000	245,914,068	0	18,872,932

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんした。

ウ 経営成績

当年度の収益は1,171,771,124円、費用は1,053,574,307円で、差引き118,196,817円の純利益となっている。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に行われていると認められた。